

## 介護老人保健施設 ささぐり浜江苑

### 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護利用約款

・事業所名	介護老人保健施設 ささぐり浜江苑
・開設年月日	平成6年4月1日
・所在地	〒811-2402 福岡県糟屋郡篠栗町大字金出宮ノ前 3558-2
・電話番号	(092) 947-0350
・ファックス番号	(092) 947-3380
・ホームページアドレス	http://www.Minkodo-minohara.com/
・メールアドレス	<a href="mailto:minkouen-sw@ymail.plala.or.jp">minkouen-sw@ymail.plala.or.jp</a>
・管理者名	三野原 元澄
・介護保険指定番号	介護老人保健施設 (4050480096号)
・入所定員	100名 (うち認知症専門棟 50名)

#### 《概要》

短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話を行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるように在宅ケアの支援を行います。

この目的に沿って、当施設では以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解の上でご利用ください。

#### 【運営方針】

老人の自立と家庭復帰を図る事を目的とし、これを達成する為、明るく家庭的な雰囲気をもった地域や家庭との結びつきを重視した運営に努める。

#### 《職員体制》

	常勤	非常勤	夜間	業務内容
医師	1以上	1		利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う
看護職員	10以上		1	医師の指示を受けて入所者への医療行為を行う他、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う
薬剤師	0	0.3以上		医師の指示に基づき入所者に対する調剤業務、服薬指導を行う
介護職員	25以上	6	5	利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う
支援相談員	1以上			生活相談、指導に関すること、市町村との連携を図るほか、病院・居宅支援事業所等の調整に関する業務を行う。
理学療法士	1以上			医師、看護師他と共同して機能訓練に関する業務を行う
作業療法士				同上
言語聴覚士				同上
管理栄養士	1以上			栄養計算、献立作成、食品管理、調理指導、食事相談を行う
栄養士	1以上			同上
調理士	1以上			調理業務及び調理に付随する業務を行う
介護支援専門員	1以上			入所者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う
事務職員	1以上			庶務、経理の事務処理に関する業務を行う
その他	1以上			売店、送迎、車の管理、営繕などの業務を行う

～介護老人保健施設ささぐり浜江苑～

(約款の目的)

第1条

介護老人保健施設ささぐり浜江苑（以下「当施設」という）は、要支援状態又は要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護を提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者（以下「扶養者」という）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条

- 1 本約款は、利用者が介護老人保健施設短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護利用契約書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。
- 2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙の改定が行なわれない限り、初回利用時の契約書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第3条

利用者及び扶養者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅介護サービス計画にかかわらず、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び扶養者は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

(当施設からの解除)

第4条

当施設は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ①利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ②利用者の居宅介護サービス計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- ③利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護の提供を超えると判断された場合
- ④利用者及び扶養者が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

## 重要事項説明書

### (利用料金)

#### 第5条

- 1 利用者及び保証人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護保健施設サービスの対価として、別紙の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。  
但し、当施設は利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。
- 2 当施設は、利用者及び保証人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月月初めまでに送付し、利用者及び保証人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
- 3 当施設は、利用者又は保証人から、当施設利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び保証人が指定する送付先に対して、領収書を送付します。

#### 第6条

- 1 当施設は、利用者の短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。
- 2 当施設は、利用者又はその代理人が、記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、その他の者に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

### (身体の拘束等)

#### 第7条

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。(宣言施設です)

ただし下記の3つの要件を全て満たす緊急、やむを得ない場合には、身体拘束をすることがあります。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>①利用者本人や他の利用者等の生命・身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと</li><li>②身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと</li><li>③身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること</li></ol> |
|--|

★上記3つの要件を満たす場合でも、その判断は「身体拘束適正化委員会」といった 組織における体制を原則とします。

★利用者や保証人に対して身体拘束の内容、目的、理由、拘束時間、時間帯、期間などを出来る限り詳細に説明し、十分な理解を得るように努め、記録に残します。

### (高齢者虐待防止)

#### 第8条

当施設は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止する為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

## 重要事項説明書

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- ② 虐待防止のための指針の整備をしています。
- ③ 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- ④ サービス提供中に、当該施設職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者様を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報します。

### （褥瘡対策）

#### 第9条

- 1 当施設は、利用者に対し褥瘡が発生しないような適切な介護に努めます。
- 2 褥瘡対策指針を定め、褥瘡発生を防止する為の体制を整備します。（秘密の保持）

### （秘密の保持）

#### 第10条

- 1 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当施設は、利用者及び扶養者から、予め同意を得た上で行なうこととします。
  - ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
  - ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

### （緊急時・事故発生時の対応）

#### 第11条

- 1 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、又は事故発生時に当施設は利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。（詳細別紙 1-①）

### （非常災害時の対応）

#### 第12条

- 1 非常災害時の対策について

～介護老人保健施設ささぐり浜江苑～

## 重要事項説明書

当施設に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取組を行います。

- ① 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画（BCP）を作成し非常災害時の関係機関へ通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知します。
- ② 定期的に避難、救出、その他必要な訓練（夜間想定訓練を含む）を行います。
- ③ 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

## 2 非常災害時の対応について

- ① 応急処置に全力をつくす
- ② ご家族への連絡
- ③ 必要時には協力医療機関へ転送する
- ④ 正確な記録をする

（業務継続計画の策定）

### 第13条

- 1 感染症や非常災害の発生時において、ご利用者様に対する介護保険サービスの提供を継続的に実施する為、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（業務継続計画）策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- 2 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

（要望又は苦情等の申出）

第10条 利用者及び保証人は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、相談窓口（支援相談員・事務長・師長）に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。その他下記の苦情相談窓口へ連絡下さい。

- ① 利用者様住所地の市（区）町村
- ② 福岡県国民健康保険団体連合会

〒812-8521 福岡市博多区吉塚本町13番47号 TEL092-642-7858（介護保険課）

- ③ 福祉サービスの苦情解決のお手伝い『福岡県運営適正化委員会』

〒816-0804 春日市原町3丁目1-7 クローバープラザ西棟6階 TEL092-915-3511

（賠償責任）

### 第11条

- 1 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護の提供に伴って下記の例文のような当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

～介護老人保健施設ささぐり浜江苑～

## 重要事項説明書

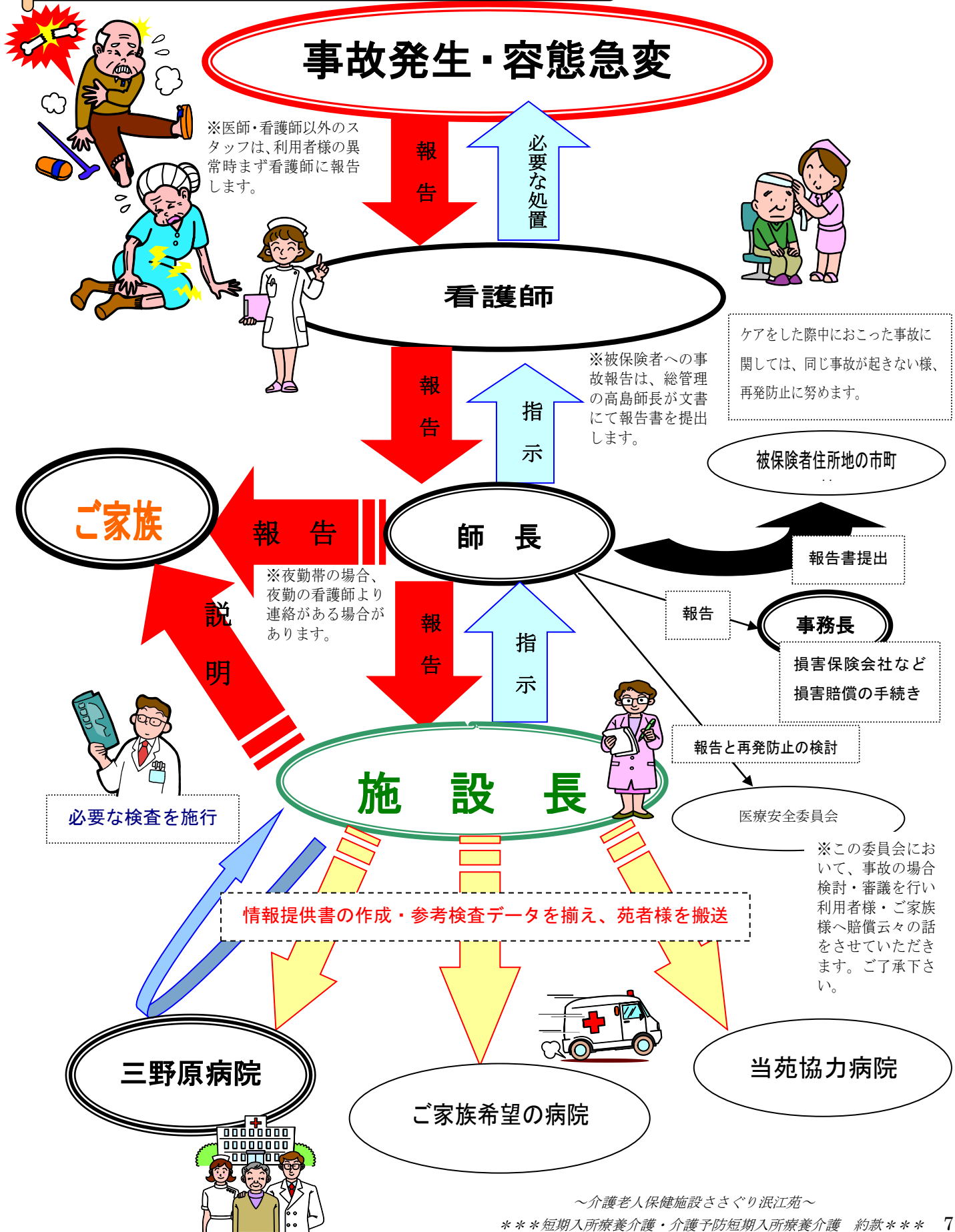
- 【例】 ①リハビリ中、指導者のミスにより利用者がけが  
②体位交換時のミスによる骨折  
③提供した食事で食中毒  
④階段の手すりが壊れて転落 等

2 利用者が故意に当施設の器物を破損する等、当苑に損害を及ぼした時、又、施設利用者及びその財産に被害を与えた場合、利用者及び扶養者は、連帯して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第 12 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

# 事故発生・容態急変時の対応



(別紙 1-②)

介護老人保健施設ささぐり浜江苑のご案内

(平成12年4月1日より)

## 1 サービス内容

- ① 食事 (栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。)
- ② 排泄 (入所者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。)
- ③ 入浴 (一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には機械浴等で対応します。)
- ④ 離床、着替え、整容 (寝たきり防止の為、出来る限り離床配慮します。生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うように配慮します。個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。)
- ⑤ 医学的管理・看護 (必要と認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行います。また、入所者の病状からみて事業者において自ら必要な医療を提供することが困難と認められた時は、協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。

入所者が外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについてできるだけ配慮します。)

- ⑥ 機能訓練(作業療法士・理学療法士・言語療法士による入苑者の状況に適合した機能訓練を行い、心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活において自立できるようリハビリテーションを行います。)
- ⑦ 相談援助サービス (入苑者及びそのご家族からいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。)
- ⑧ 理美容サービス (毎週火曜日→理容 ・ 毎週水曜日→美容)
- ⑨ 行政手続代行 (介護保険更新申請等)
- ⑩ その他

※ 必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。

※ これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。



## 2 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

### 協力医療機関

(名称) 医療法人浜江堂 三野原病院

(住所) 糟屋郡篠栗町大字金出3553

他3病院 福岡青洲会病院・原土井病院・福岡箱田会箱田病院

### 協力歯科医療機関

(名称) 医療法人浜江堂 三野原病院歯科

(住所) 糟屋郡篠栗町大字金出3553

他1病院

(名称) 蔵本歯科医院

(住所) 糟屋郡篠栗町中央4丁目1番33号

### ◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

また、携帯電話をお持ちの方は、必ずご記入下さい。

## 3 施設利用にあたっての留意事項

- ・面会 ◎9時30分～20時の間をお願い致します。  
9時30分～17時までは1階受付に面会簿があります。17時以降は各階のエレベーターホールにございますので、ご記入をお願いします。  
※感染等の状況によってはリモートでの面会となる場合がございます。リモート面会では予約制となりますので事前にお申し出ください。
- ・外出、外泊 ◎必ず行き先と帰宅時間等を申請書にご記載下さい。  
申請書は各ナースステーションの看護職員にお尋ねください。
- ・喫煙 ◎健康増進法第25条の定めにより受動喫煙防止のため、敷地内での喫煙を禁止します。
- ・飲酒 ◎医師の許可が必要です。
- ・設備、備品の利用 ◎施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。  
これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただく事がございます。
- ・所持品、備品等の持ち込み ◎各自にて保管し、紛失等に関して一切の責任を負いません。  
(必ず、ご利用者様の名前の記入をお願い致します。)
- ・金銭、貴重品の管理 ◎原則として高額な現金の所持を禁止しております。  
当苑は紛失等に関し一切の責任を負いません。

～介護老人保健施設ささぐり浜江苑～

## 重要事項説明書

- ・外泊時等の施設外での受診 ◎受診される前に必ずご連絡ください。
- ・ペットの持ち込み ◎施設内へのペットの持込及び飼育はお断りします。

### 4 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災報知器、非常警報器具
- ・防災訓練 年2回（夜間想定1回）

### 5 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

### 6 その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

- ★ ご要望や苦情などありましたら、1階受付に備え付けの「ご意見箱」をご利用下さい。  
速やかに対応いたします。

(別紙 2)

介護老人保健施設 ささぐり浜江苑

短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護利用料金

\*別紙 3 (短期入所療養介護利用料)、別紙 4 (介護予防短期入所療養介護利用料) のとおり

\*支払方法

- ・毎月 10 日前後に、前月分の請求書を発行しますので、口座引落の方は、その月の 18 日までに口座へご入金下さい。現金でお支払の方は、その月の末日までにお支払い下さい。
- ・他方法でのお支払いをご希望の方は、ご相談下さい。

※高額サービス費の申請や確定申告される場合必ず領収書が必要となりますので、大切に保管して下さい。(再発行は御遠慮願います)